

茨城県議会議員一般選挙

投票日は12月10日(日)です

平成19年1月7日任期満了にともない、茨城県議会議員一般選挙が次の日程により行われます。

告示日 12月1日(金)
投票日 12月10日(日)

町内7投票所において午前7時より午後8時まで(予定)

開票
 即日開票で午後9時(予定)より中央公民館講堂で行います。

期日前投票
 投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等のため投票所に出かけられない方は、投票日前でも投票することができます。

・期日前投票ができる期間・場所
 12月2日(土)～9日(土)までの間
 午前8時30分～午後8時まで
 土曜・日曜も投票できます。
 役場1階 小会議室
 ・必要なもの
 郵送された投票所入場券

【入場券が変わります】
 従来ひとり1枚の入場券(はがき)を世帯ごと封筒に入れ郵送していましたが、今回の選挙から1枚のはがきに入場券が

4人分印刷できるポストエクス(圧着式)に変更になります。

なお、4人以上の有権者がいる世帯については、複数のハガキになりますので、封筒に入れて郵送します。

もらわない・求めない・贈らないみんなで守ろう
 「三不運動」

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。

花輪や供花、祭り・地域の運動会やスポーツ大会・町内会の集会や旅行等への寸志や飲食物の差入れ、また冠婚葬祭において、秘書等が代理で出席した場合の結婚祝や香典等も寄附禁止の対象となりますのでご注意ください。

その他詳細については、広報こか12月号でお知らせします。

お問い合わせ

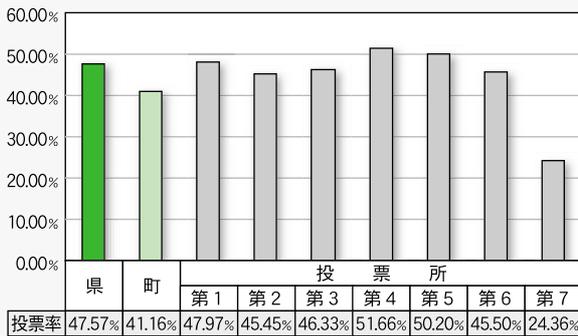
総務課内選挙管理委員会
 ☎(84)11111 (内線213)

茨城県議会議員一般選挙にむけて

近年、各選挙の投票率は低下傾向にあり、茨城県議会議員一般選挙においても、前回(平成14年12月8日)は47・57%(県平均)と初めて50%を切りました。町でも別表のとおり県平均を約7%下回りました。

このような状況を踏まえ、県及び町選挙管理委員会では、有権者(特に若者)に関心を持ってもらうこと(選挙について、何らかの形で考え参加してもらう)に主眼を置き、各分野と協力しながら啓発活動を積極的に展開していきます。

前回の県議会議員一般選挙投票率(平成14年12月8日)



住民基本台帳の閲覧制度の改正について

何人でも閲覧を請求できるといふ現行の閲覧制度が廃止され、11月1日(水)から次のような場合のみ閲覧できる制度になります。

閲覧することができる場合

- ア 国または地方公共団体の機関が法令で定める事務の遂行のために閲覧する場合
- イ 次に掲げる活動を行うために閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、市町村長が当該申出を相当と認める場合
- 統計調査、世論調査、学術研究のうち公益性が高いと認められるものの実施

公共的な団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公益性が高いと認められるものの実施

閲覧の手続等の整備

- ・閲覧者の氏名や請求事由・申出の事由等の明示
- ・閲覧により知り得た事項の取扱い等に関する報告徴収
- ・閲覧者の氏名等の公表
- ・目的外利用の禁止・第三者提供の禁止
- ・前項等に違反した場合における市町村長による勧告・命令等

偽りその他不正の手段による閲覧や目的外利用の禁止等に対する制裁措置の強化

改正の背景

情報通信技術の著しい発展等社会経済情勢の変化とそれに伴う個人情報に対する意識の高まりに的確に対応するため、住民基本台帳の閲覧制度を見直すこととなりました。

お問い合わせ

住民課住民係
 ☎(84)1965